

政令第 号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令

内閣は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項並びに第二十六条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融機関による預貯金口座の管理の方法）

第一条 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定による預貯金口座の管理は、同項に規定する事項に関し、データベース（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により記録された情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を構成し、当該データベースに記録された各預貯金口座に係る情報に当該預貯金口座の名義人である預貯金者の個人番号を併せて記録する方法により行わなければならない。